

静岡県告示第287号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「しずおか焼津信用金庫追手町支店
しずおか焼津信用金庫本店営業部横内出張所」を「しずおか焼津信用金庫追手町支店」に改める。

2の(3)のアの表静岡県信用農業協同組合連合会の項所属の公金収納店の欄中

「三ヶ日農業協同組合
三方原開拓農業協同組合」を「三ヶ日農業協同組合」に改める。

2の(3)のエの表中しずおか焼津信用金庫本店営業部横内出張所の項及び三方原開拓農業協同組合の項を削り、同表静岡信用金庫西小川支店の項所在地の欄中「西小川2丁目5番14号」を「焼津1丁目3番20号」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

ただし、三方原開拓農業協同組合に係る改正規定は、令和2年4月1日から、静岡信用金庫西小川支店に係る改正規定は、令和2年4月13日から施行する。